

平成28年度 第2回山梨県大規模小売店舗立地審議会 会議録

1 日 時 平成28年7月5日(火) 午後4時00分～午後5時00分

2 場 所 恩賜林記念館 2階 特別会議室

3 出席者

(委員) 輿水会長 北村委員 高村委員 田邊委員 萩原委員 森委員

(事務局) 商業振興金融課 総括課長補佐 商業流通・サービス業担当(2人)

4 傍聴者等の数 5人

5 会議次第

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

(3) 審議

(4) その他

(5) 閉会

6 会議に付した事案の件名

「イオンモール甲府昭和」の変更について【公開】

7 議事の概要(敬称略)

(事務局) (イオンモール甲府昭和の届出書、意見の状況、報告書、連絡会議の説明)

(会長) 「イオンモール甲府昭和」の新設について事務局から説明があったので、意見や事務局への質問等があれば述べていただきたい。

(委員) 騒音予測は誰が行っても同じ数値が出るような客観的なものなのか。

(事務局) 騒音予測に関する計算式があり、座標を用いて騒音の発生源からの距離等により計算を行うため、基本的には同じ結果となる。

(委員) 現実に音を測定するのではなく、数値を当てはめて算出するのか。

- (事務局) 計算式に数値を当てはめて計算を行う。
- (委員) 騒音予測は計算によって算出するため、実際の状況とは異なる部分がある。
現地調査の際に確認したところ、別地駐車場からは未舗装であった。騒音予測は舗装された道路をモデルにしているため、予測よりも若干音が大きくなる可能性があるが、特に影響はないと考える。別地駐車場の使用も、敷地内駐車場の許容量を超えたときなので、騒音について問題ないとする。なお、問題が起きたときには、適切に対処していただきたい。
- (委員) 別地駐車場が設置され、敷地内駐車場の一部が閉鎖されるが、消費者の心理としては店舗に近い駐車場に向かうと思う。繁忙期に敷地内駐車場が満車になった場合、敷地内駐車場を回ってから別地駐車場に向かうのか、それとも前もって別地駐車場に誘導されるのか。
- (事務局) 監視カメラのほか、駐車場に設置されたシステムによりリアルタイムで駐車台数を把握しているので、適時に交通指導員を配置し、車両を誘導する。
- (委員) 歩行者の横断歩道の通行についての説明があったが、場内での歩行の安全を確保するということは消費者のものである。一般の道路の迷惑にならない、騒音を出さないという問題に対して審議することは妥当だと思うが、場内の歩行者の安全な動線の確保についても審議事項となるのか。
- (事務局) 指針において「駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保ために配慮すべき事項」として「歩行者の通行の利便の確保等」があるので、店舗利用者の安全性を確保する必要があると考える。
- (委員) 別地駐車場利用者が歩道のない場所を横断しない対策をとるように指導することは分かるが、場内に適切な横断歩道が設置されているかといったことも審議事項に入ってくるのか。
- (事務局) 本来は、大規模小売店舗ができた場合であっても、一般の歩行者の安全性を確保してもらうことが第一である。場内の歩行者の誘導については、設置者側が消費者の安全性を確保するためのものであり、周辺地域への影響を判断する審議会としては徹底できる所ではないが、連絡会議において、県庁内各課や警察からも場内の歩行者の安全性の確保について求められていることから、審議会において参考として説

明申し上げている。

(会 長) それでは審議案件については、審議会として「意見なし」と答申してよろしいか。

(異議なし)

(会 長) 「イオンモール甲府昭和」について、意見を述べる必要はない旨を審議会として答申する。

(以上)